

津波避難ビル整備事業費 補助金

手 引

静岡市危機管理局危機管理課

令和 6 年 4 月

【はじめに】

静岡市では、平成23年度3月11日に起こった東日本大震災を受け、市民等の生命を守るため津波避難ビルの追加指定や海拔表示等の各種標識板の設置などの緊急津波対策事業を実施してきました。

しかしながら、市内にはまだまだ津波避難先のない地域が多数あり、そのことから今回、さらなる津波避難ビルの追加指定を促進するため「静岡市津波避難ビル整備事業費補助金交付要綱」を施行しました。本来、津波避難ビルは既にある建物をそのままの状態指定をさせていただき、津波襲来時に一時避難先として使用させてもらうものですが、現状では進入することができない施設などに外階段などを設置し屋上へ避難が可能になることにより、津波避難ビルとして指定することができるといった事例もあることから今回の補助金交付要綱の施行に至りました。

ただし、先にも述べましたが本来の津波避難ビルは改修など行わずそのままの状態で使用させていただくものであり、今回の補助金は本来不必要な施設をあえて近隣住民の津波避難のために設置していただける場合に補助するものであることから、いろいろな補助要件や補助した後の条件などを定めております。

この手引では、要綱の内容を整理した上で解説を加えておりますので、補助金交付を受ける上での参考としていただければと思います。

「静岡市津波避難ビル整備事業費補助金」手引き

1 補助の目的

民間事業者が所有する建物に事業者自らが、本来建物には不必要な施設（外階段等）を近隣住民等の津波避難のためにあえて設置する場合に、その事業費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

（趣旨）

第1条 静岡市は、大規模地震等による津波災害から市民の生命を守るため、津波避難ビル整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

2 補助対象者

近隣住民からの要望を受けて、津波避難ビル整備事業を実施する者とします。

3 補助対象要件

(1) 津波浸水想定区域内

津波浸水想定区域とは「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（平成 24 年 8 月 29 日内閣府公表）、「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）」（平成 25 年 6 月 27 日公表）、「静岡県第 3 次地震被害想定（安政・東海地震）」（平成 13 年 5 月 30 日公表）の浸水域を重ね合わせた浸水域を表す。

津波浸水想定区域は市ホームページを参照

<http://www2.wagamachi-guide.com/shizuoka-hazard/>

(2) 静岡市で示す津波避難ビル指定要件（以下のとおり）に適合するものとします。

①耐震診断により**耐震安全性が確認されていること**又は**昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法に規定する構造基準に準拠して建設された、RC造及びSRC造**または津波に対する安全性が確認されている**S造※**の建築物であること。

※立体駐車場など壁のない鉄骨造の施設

②津波避難場所は、**50 m²以上**の面積を有し、かつ、想定浸水深を考慮した高さ（3 階相当以上）に位置しているものであること。

③想定される津波の到達時間内に避難できる範囲内に民家又は観光客が訪れる施設等があること。

④通り又は、一定の道路に面してスムーズな出入りができること。

⑤危険物を取り扱っていないこと。

⑥原則 2 4 時間対応が可能なこと。

※補助事業により対応が可能となるものは対象となります。

⑦その他、必要に応じ「津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）」、「東日本大震災における津波による建築被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（国土交通省）（新ガイドライン）」の適合について考慮する。

4 補助対象工事

(1) 外付け階段等設置工事

津波からの避難者を屋上その他の避難場所に受け入れるために外付け階段又は屋上に出るための階段室を設置する工事

【補足】

- ・建築基準法その他の法令により設置が義務付けられているものを除きます。
- ・階段の幅は、避難をスムーズに行うため、避難場所の面積が 100 m²以下：90 cm以上

避難場所の面積が 100 m²を超える：120 cm以上

※既存の外付け階段に延長して設置する場合はこの限りではありません。

(2) 屋上フェンス設置工事

屋上を津波避難場所として使用し、津波からの避難者の安全性を保つために、屋上にフェンスを設置する工事

【補足】高さは1.1メートル以上とします。

【外階段】

【屋上フェンス】



(3) 屋上デッキ設置等工事

屋上を津波避難場所として使用するため、50 m²以上のデッキを設置し、又は歩行可能な防水コンクリート等を敷設する工事

(4) 誘導照明灯設置工事

津波からの避難者を安全に津波避難場所へ誘導するための誘導照明灯を設置する工事

※消防法その他の法令により設置が義務付けられているものを除きます。

5 補助金交付の条件

補助金を交付する条件として、次のものを定めています。

(交付の条件)

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了した後、津波発生時における避難施設としての使用に関する覚書を市と締結すること。
- (2) 補助事業により設置した施設は、専らその用途のために使用するものとし、市民等の避難を妨げるような改造、運用はしないこと。
- (3) 補助事業を実施した建築物は10年以上、津波避難ビルとして使用すること。
- (4) 補助事業を実施した建築物を第三者に譲渡、賃貸を行った場合は、津波避難ビルとしての役割について説明し、確実に引継を行うこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの。

6 補助金交付額の算定方法

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業の実施により確保される津波避難場所の面積(以下「避難場所面積」という。)に1平方メートル当たり50,000円を乗じて得た額とを比較していずれか小さい額に、避難場所面積から第8条の規定による申請の日において当該建築物内に勤務し、入所し、又は入居する者(以下「従業員等」という。)1人(未就学児童は0.5人として算定するものとする。)につき1平方メートルを乗じて得た面積を減じた面積を避難場所面積で除して得た率を乗じて得た額とし、1,000万円を上限とする。

(1) 基本額の算定

①実際の補助対象工事費

②避難場所面積に1㎡当たり50,000円を乗じて得た額

①、②どちらか低い額に次の補助率を乗じて得た額で限度額は1,000万円とします。

【例①】

実際の補助対象工事費 6,000,000円 避難場所面積 200㎡

①実際の補助対象工事費 6,000,000円

②避難場所面積に1㎡当たり50,000円を乗じて得た額

$200 \times 50,000 = 10,000,000$ 円

6,000,000円 < 10,000,000円

【例②】

実際の補助対象工事費 6,000,000円 避難場所面積 100㎡

①実際の補助対象工事費 6,000,000円

②避難場所面積に1㎡当たり50,000円を乗じて得た額

$100 \times 50,000 = 5,000,000$ 円

6,000,000円 > 5,000,000円

(2) 補助率の算定

補助事業を行うことにより設置される避難場所面積のうち、近隣住民を受け入れられる部分(従業員等が使用する場所を除いた場所)に対し補助率を設けます。

ただし、既存の受入可能な場所(補助事業を行うことにより設置される避難場所以外の場所で、想定浸水深を考慮した上で、安全な高さにある場所)があり、従業員等はその場所へ避難し、新たに設置される避難場所は、全て近隣住民に使用させることができる場合はこの限りではありません。

【計算式】

補助率 = (避難場所面積 - 従業員等使用面積) / 避難場所面積
(1㎡を1人(未就学児童にあつては2人))

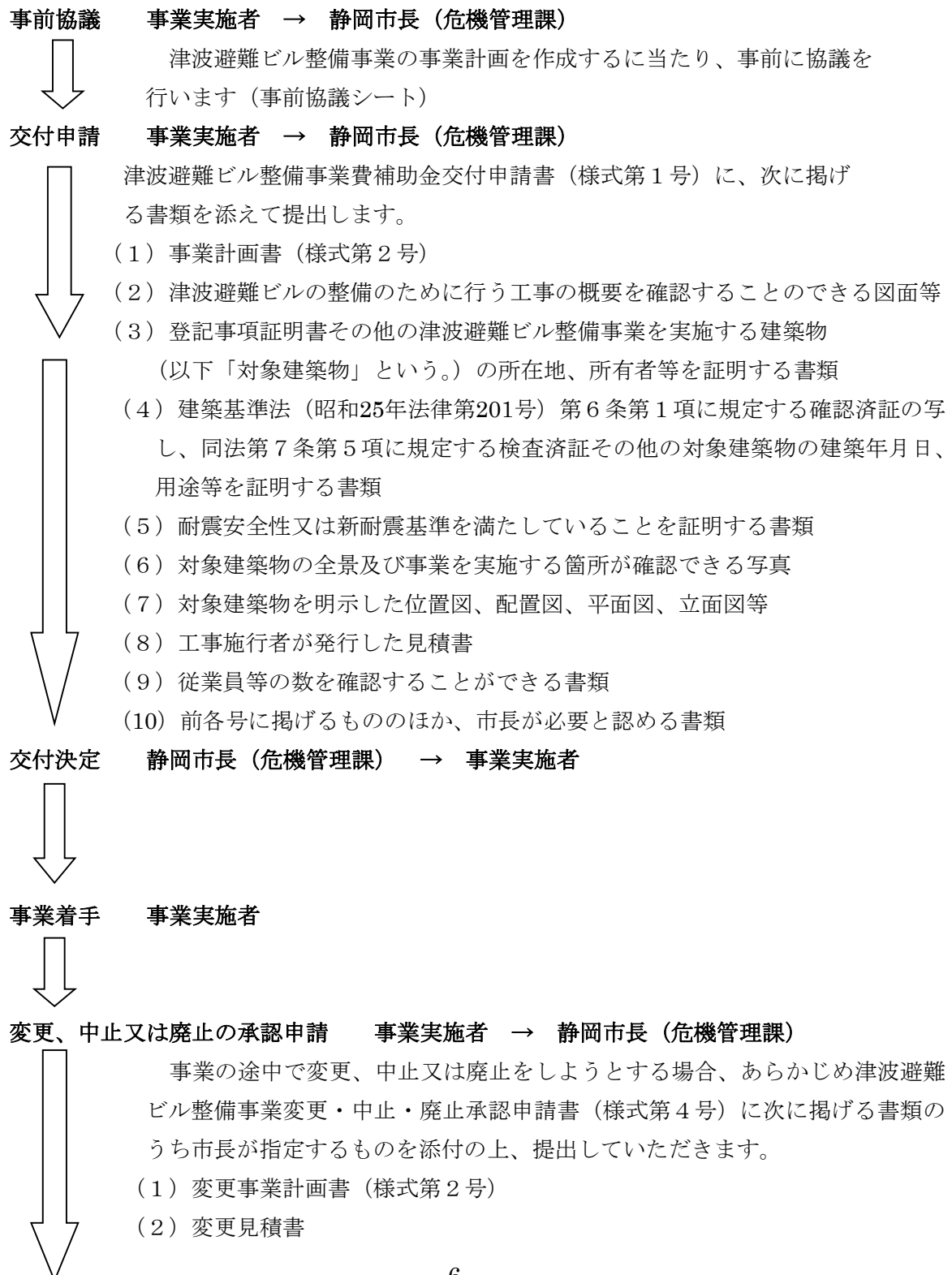
【例①】避難場所面積 200㎡ 従業員等 50人

従業員等使用面積 $50人 \times 1㎡ = 50㎡$

$$(200 - 50) \div 200 = 0.75$$

【例②】避難場所面積 200 m^2 従業員等 20 人 入所者数 200 人（未就学児童）
 従業員等使用面積 $(20 \text{ 人} \times 1 \text{ m}^2) + (200 \text{ 人} \times 0.5 \text{ m}^2) = 120 \text{ m}^2$
 $(200 - 120) \div 200 = 0.4$

7 補助金交付事務の流れ



(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
変更、中止又は廃止の承認 静岡市長（危機管理課） → 事業実施者



事業完了 事業実施者



実績報告 事業実施者 → 静岡市長（危機管理課）

補助事業が完了したときは、速やかに津波避難ビル整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して提出していただきます。

- (1) 事業に関して工事設計者又は工事施工者と締結した契約書の写し
- (2) 事業に要した費用に係る工事設計者又は工事施工者からの領収書の写し
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類



補助金の額の確定 静岡市長（危機管理課） → 事業実施者



請求 事業実施者 → 静岡市長（危機管理課）



補助金交付 静岡市長（危機管理課） → 事業実施者

補助事業終了後、年1回程度地元の津波避難訓練への協力、市の現況調査などの実施をお願いします。